

# 寄稿



田村 ゆかり

## 原発事故賠償 18日に相談会

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年が経過しましたが、依然県外へ避難している被災者の方は多く、特に沖縄県は原発から距離が遠いこともあってか西日本で最多の629人が福島県から避難されています(平成26年5月31日現在)。

また、東京電力への損害賠償請求はある程度進んでいるとはいえ、原子力損害賠償紛争解決センターへのADR(裁判を用いない紛争解決手続き)の申し立てによって、東電基準を回る賠償を得た被災者もいることがあまり知られていないなど、情報の格差が生じています。今回のような原発事故による損害賠償請求は過去に例がなく、日々新たな和解案が示されているため、請求できるものを漏らさないためには最新情報を追いかけることが不可欠です。

そこで、沖縄弁護士会では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構との共催で、18日(土)に原子力損害賠償に関する最新情報をご説明する説明会と個別相談会を開催することとしました。18日午前10時～11時15分は、震災時に避難指示区域に居住していた方々を対象として、住居確保損害(帰還する際の建て替

え・修繕費用や移住する場合の住宅や宅地の購入費用)や墓石の賠償などを中心にご説明します。続いて午前11時30分～午後0時45分は、震災時に避難指示区域外の福島県内に居住していた方々を対象として、ADR申し立て方法の解説等を行います。いずれも講師は、震災による損害賠償について詳しい第一東京弁護士会の神田友輔弁護士

説明会・個別相談会とも、場所は沖縄弁護士会館(那覇市松尾)において行い、いずれもお電話での事前予約が必要です。(0120)330540、受付時間は午前9時～午後5時で土日祝日も受け付けています。震災当時福島県にお住まいで沖縄県に避難されてきた方で、東京電力への損害賠償請求をお考えの方は、ぜひご参加ください。

説明会・個別相談会とも、場所は沖縄弁護士会館(那覇市松尾)において行い、いずれもお電話での事前予約が必要です。(0120)330540、受付時間は午前9時～午後5時で土日祝日も受け付けています。震災当時福島県にお住まいで沖縄県に避難されてきた方で、東京電力への損害賠償請求をお考えの方は、ぜひご参加ください。

(弁護士、那覇市)